

「海老名市週休2日制確保工事試行要領（土木工事）」の改正内容

改正内容

（１）通期及び月単位の週休2日を新設（図1参照）

- ・ 通期の週休2日：工事現場において、対象期間内で4週8休以上の現場閉所日を設定することをいう。
- ・ 月単位の週休2日：通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内全ての月で4週8休以上の現場閉所日を設定することをいう。

（２）（１）に伴う経費の補正係数の変更

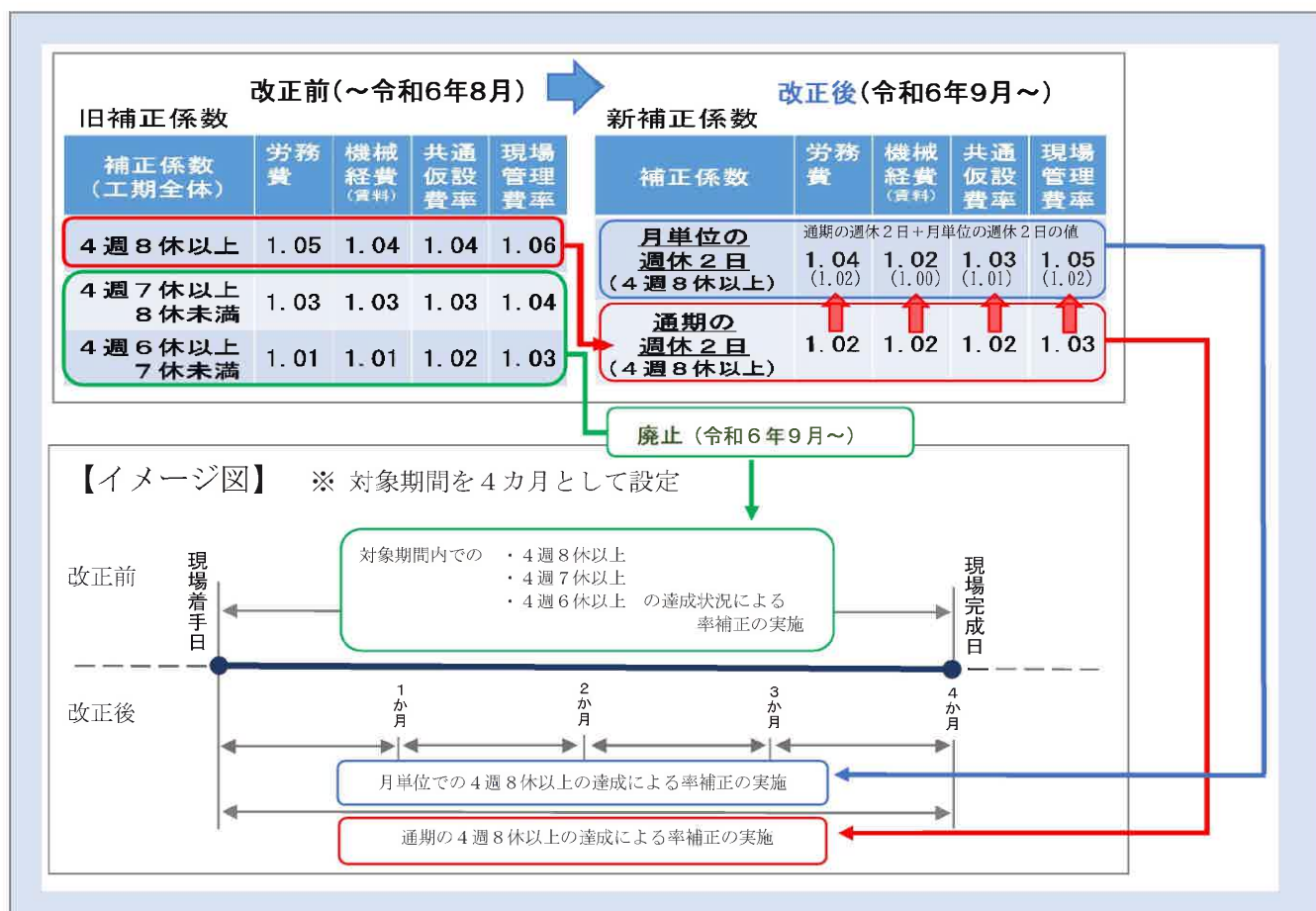


図1：通期及び月単位の週休2日

